

感染対策指針

第1条 感染防止に努めるための基本方針をここに定める

第2条 院内感染対策に関する基本的な考え方

基本的感染対策として、標準予防策（血液など生体に関わる湿生物質は、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を適用し、この標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患等に対して「感染経路予防策」を追加提供する。これらを基本に院内感染の防止に組織的な対応を行い、感染等発生の際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図るものとし、全医療従事者がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療の提供ができるよう定めるものである。

第3条 組織として感染防止に取り組む

(1) 感染管理責任者の設置

本院における職員と患者の感染対策を推進するために感染管理責任者を置く。

(2) 感染対策委員会の設置

- 1) 病院長のもとに組織横断的代表を構成員として組織する感染対策委員会（以下、対策委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を推進する。また、緊急時には、臨時会議を開催する。
- 2) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ア 院内感染対策指針及びマニュアルの修正及び承認
 - イ 院内感染対策に関する情報の収集と、それらの職員への周知
 - ウ 職員研修の企画
 - エ 異常な感染症が発生した場合の、速やかな原因究明、改善策の立案、全職員への周知徹底
 - オ 患者等への感染対策の広報
 - カ 医療関連感染に係る職員及び市民の健康維持に関する方針の立案
- 3) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- 4) 委員は、その職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものを、委員会及び病院長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

(3) 感染管理部の設置

- 1) 感染管理部長のもとに組織横断的代表を構成員として組織する感染管理部を設け、3カ月に1回、院内各組織の感染対策担当者とミーティングを行い、院内感染対策における情報交換を行う。また、緊急時には、臨時の会議を開催する。
- 2) 感染管理部員は、次の内容を実施する。
 - ア 院内環境の向上
 - イ 院内感染の発生及び拡大の防止

- ウ 院内感染防止に関する調査及び対策
サーベイランスにおいては実施部署、診療科等の責任者または担当者に報告する。
- エ 院内感染に関する啓発及び講習
- オ 院内感染防止のためのマニュアルの作成・見直し
- カ 院内感染に関する活動状況、検討結果等を対策委員会に報告
- キ 医療関連感染に係る職員及び市民の健康維持

3) 部員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。

4) 部員は、その職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものを、部長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

(4) 感染対策担当者の設置

- 1) 本院のすべての組織（診療科、部、センター、室及び課）に感染対策担当者を配置する。
- 2) 感染対策担当者の任命及び業務等については、「感染管理体制の確保について」に定める。

第4条 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果を記録・保存する。

第5条 情報の共有化を図り感染防止に備える

- (1) 院内感染対策が必要な病原体の検出状況の情報伝達
 - 1) 細菌検査室は、院内感染対策上問題となる病原体を検出した場合、速やかに感染管理部および担当診療科医師に報告する。感染管理部は、現状を分析し、担当診療科・組織と協力して、必要な感染対策を行う。
 - 2) 細菌検査室は、毎週、感染管理部長が指定した病原体の検出状況を、感染管理部長に報告する。
 - 3) 感染管理部は、院内感染対策上問題となる主要な病原体の検出状況を、対策委員会に報告する。
- (2) WHO手指衛生ガイドラインに基づく手指衛生方法を導入し実施する。
- (3) 世界基準の監視アクティビティに参加する組織と連携し、グローバルな伝染病の対応プログラムを作成する。

第6条 院内感染異常発生時の対応

- (1) 感染症の異常発生を確認した（疑った）職員は、直ちに感染管理部に報告する。感染管理部は、現状の分析を行い、担当診療科・組織と協力して、必要な感染対策を行う。
- (2) 異常発生時は、その状況および患者への対応等を病院長に報告する。必要に応じ、対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明して改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

第7条 患者や市民が感染防止に参加する意識を啓蒙する

患者や本院に携わる人は、院内感染マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第8条 患者の相談や情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者またはその家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第9条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

必要に応じ、外部機関に報告し適切な助言を求める。

第10条 本指針の改廃

本指針の改廃は、感染対策委員会の議を経て病院長が決定する。

〔平成19年 6月26日制定〕
〔附属病院長決定〕

平成19年 11月27日改正

平成23年 6月28日改正

平成24年 7月24日改正

平成29年 10月16日改正

平成30年 3月5日改正

平成31年 4月1日改正